

港湾局都民の声窓口に寄せられた都民の声(令和7年10月分)

◆受付件数と区分 (単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
2	2	9	12	1	14	2	42

※ 上記区分の定義

提 言: 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意 見: 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論、感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦 情: 施策の実施または未実施に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要 望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相 談: 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ: 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続きなど知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他: 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和7年10月分)

都民の声	対応
海岸保全区域に指定されている地域で、建物の取り壊しを予定しています。 必要な手続きを教えてください。	海岸保全区域に指定されている地域で、深さ1.5メートルを超える土地の掘削又は切土を行う場合、海岸保全区域における掘削の許可が必要になります。 ただし、海岸保全施設(護岸構造物等)から5メートル以内の場所については、深さにかかわらず許可が必要となるためご注意ください。 詳細は下記HPを参照ください。 https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/kaiganhozen/